

令和2年8月21日 県土整備委員会  
令和2年8月21日（金）  
〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

ただいまから、県土整備委員会を開催いたします。（10時32分）

本日、急きょお集まりいただきましたのは、理事者から既に可決済みの令和2年度徳島県一般会計補正予算に計上されておりました危機管理調整費の執行について、説明したい旨の申出がありましたので開会いたしました次第であります。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会における危機管理環境部関係の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、危機管理調整費の執行について、理事者側から説明を受けることにいたします。

【説明事項】

- 新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料1）

志田危機管理環境部長

1点御報告申し上げます。

お配りしております資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る危機管理調整費の執行状況についてでございます。

6月定例会の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の追加の案件につきまして、御説明させていただきます。

まず、危機管理環境部の4段目、生活衛生関係営業者応援給付金の期間延長におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している生活衛生関係営業者を守るために創設した生活衛生関係営業者応援給付金について、この度、期間の延長及び予算の増額を行い営業継続と感染拡大防止の両立を目指す事業者を支援してまいります。

続きまして、商工労働観光部の4段目、県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業の再増額におきましては、6月8日の事業開始以降、多くの県民の方に御利用いただいております。7月19日時点では7月末までの利用者数の見込みが2万人泊を超える状況であったことから、7月22日の経済委員会におきまして、県民の皆様に県内観光を十分に楽しんでいただけるよう対象期間を8月末まで延長させていただきました。

続きまして、商工労働観光部の5段目、新型コロナ対応！企業応援給付金の期間延長におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境に直面している中小・小規模事業者の業と雇用を守るために創設した新型コロナ対応！企業応援給付金につきまして、この度、期間の延長及び予算の増額を行い事業継続を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、県土整備部の1段目、公共交通機関利用者に対する体温確認におきましては、新型コロナウイルス感染防止を図るため、お盆期間を含む8月1日から8月16日の間、空港、フェリー、鉄道、バスなどの県外からの公共交通機関利用者に対しサーモグラフィなどによる体温確認を行い感染防止対策の周知に努めました。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岩佐委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、ただいま説明がありました事項に関連する質疑にとどめたいと思いますので御協力をお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚委員

新型コロナウイルス感染症に関しまして、徳島県内の感染者数が急に増えていまして、死亡者も実質二人となっておりますが、実状は一人ということで、死亡率が非常に少ないほうだと思うのですけれども、ただそういった状況で今広がっております。

その中で、今日は御報告のあった点についてお聞きしたいことがございます。

一つは公共交通機関を利用される方の体温確認なのですけれども、実際に先ほど言われた機関がその中でどのように施行されて、また実際どういうふうな形になっているのかということと、今後も公共交通機関の利用者に対して検温をやるのかどうかということをお聞きしたい。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、大塚委員から公共交通機関利用者に対する体温の確認ということで御質問いただいたところでございます。

今回の公共交通機関の利用者に対する体温確認につきましては、お盆の期間ということの一つのターゲットにいたしまして、帰省又は来県される方々を対象にここではサーモグラフィ等による検温、感染防止対策の啓発活動というようなことを8月1日から徳島阿波おどり空港で実施し、8月10日からはJR、それから高速バス、フェリーの利用者に対して徳島駅等々で実施をしたところでございます。

幸いなことに、徳島阿波おどり空港及び徳島駅周辺につきまして検温をしましたがけれども、発熱の感知をされた方につきましてはゼロということで、今回の場合はなかったというところでございます。

それと、委員の御質問にありました今後の対応でございますけれども、まず全国的な感染の状況等々もしっかりと勘案し、今後必要であれば適切なタイミングで行おうというふうに思っているところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。特に徳島は感染が少なかったのですけれども、今は県内におい

て主に県中心部とか南のほうなのですけれども、そういうことで県内全体に移動するとい  
うときに一番簡単にやれるのは体温チェックなのです。そういうことをできる範囲の中  
で、できるだけやっていただきたいと思います。

それと、今日のことに非常に関連するのですけれども、新型コロナウイルスの感染に対  
して正しい感染防止の在り方というのが非常に大事ですし、その広がりを防止するこ  
とが大事なのですけれども、ただ一番の問題は経済に関する負荷がすごく掛かりまして、御  
承知のように経済成長率も非常に低下しておりますし、実際に生活なさっている方々が本  
当にひっ迫した状況というものがあります。

そういうことで今回、企業の応援とか観光業、運送業に対する応援というものは非常に  
ずばらしいことだと思うのです。

これからもどんどん続けていっていただきたいと思いますけれども、今の県内の観光、それ  
から県内における経済の影響などについて分かる範囲でお教えいただきたい。

岩佐委員長

小休します。（10時41分）

岩佐委員長

再開します。（10時41分）

大塚委員

商業ということなのでやめておきます。

それともう1点、感染が広がったときに非常に負荷が掛かる、それから実際に一番大事  
にしないといけないところというのは医療従事者です。

県内でも起こっていますけれども、介護現場でそういうものが入ってくるという面で、  
それに対しては非常に神経をとがらせてやらないといけないと思っております。

そういう中で、患者さんの移送です。特に保健所から病院に移送する中で、実際に移動  
の車が1台あるということを聞いておるのですけれども、新たに2台ということをやっ  
と耳に挟んでいます。

それはどこにどういうふうに配置されるのか。阿南市とか徳島市などは大変だと思う。  
どういうところに具体的に配置されるのかどうかをお尋ねしたいのです。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、大塚委員のほうから患者の移送に関する車の話でございますけれども、実は  
この車につきましては保健福祉部のほうの所管になっておりまして、保健所等々で管理を  
しているところでございまして、すいません、それらがどういう形で今配置されているの  
かということについては、恐らく感染状況等々に応じて保健福祉部のほうで適切に配置を  
されているものというふうに認識をしているところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。そういうことで、特にここの県土整備委員会のほうではないの

かも分からないのですけれども、とにかく医療現場、介護現場に関してもセンシティブにきちんと対応していただきたいと思っております。

新型コロナウイルスに対する考え方の中に、新しいウイルス感染症ということでセンシティブに対応しないといけない部分は分かります。でも、インフルエンザですとか、それから肺炎球菌に関する死亡率、死亡者数というのが非常に多いわけです。

そういう中で、余り経済を低下させないようなことでやってきたように思います。私からは以上でございます。

#### 仁木委員

この項目で何点かお聞きしたいのですけれども、生活衛生関係の応援給付金の延長ということで2,000万円の計上、計上というよりも既決ですから執行されるということですので、期間等については資料にありませんが、国の持続化給付金が1月15日ということでそれに準じているような格好で1月20日ということで、期間を延長していただいているというようなことをお聞きしております。

これは適正な期間であると思うのですけれども、この2,000万円を計上、増額をされているのですけれども、今の執行状況と2,000万円の算定根拠をお教え願えればと思います。

#### 山本安全衛生課長

生活衛生関係営業者応援給付金の執行状況、そして2,000万円の算定根拠でございますが、8月19日時点におきまして、給付金の申込件数が138件、申込みの金額が7,538万円となっております。

これの実績ベースでいきますと、月当たり2,000万円強というペースできておりますので、今回9月1日までという期間にしておりましたところを来年1月29日まで延長することで、正式には9月補正という形でお願いするのですけれども、議決いただくまでの期間の約1か月、2,000万円ほどを危機管理調整費でお願いすることになった次第でございます。

#### 仁木委員

ありがとうございます。現時点で138件ということなののですけれども、対象業種の県内の数というのはどれぐらいだったのかと思ひまして、後の2,000万円分で間に合うのかというところが心配なところでして、それをいけるのだったらいけますというふうに教えてもらえればと思うのですけれども。

#### 山本安全衛生課長

今後の見通しも含めての質問、御意見でございます。対象業種としましては生活衛生同業組合員の数でいきますと約1,700件ほどの組合員数でございます。

その中で、まだ138件の申込みということで、特に8月の阿波おどりが開催されなかったことなどによります営業の落込みというのがこれから影響を受けてくるというふうに考えておりますので、今後そういった組合員の方、また組合員以外の方も含めて対応させて

いただいておりますので、そういった方の申込みがあらうかというふうに考えているところでございます。

今までの実績ベースでいきますと、月に約40件弱ということで、この危機管理調整費の2,000万円で取りあえずは間に合うと考えているところでございます。

#### 仁木委員

この件については最後ですけれども、生活衛生関係業者というのは、いわゆる生活衛生関係の組合員も含めていろいろと幅が6月補正予算の時に広がったと思うのですけれども、生活衛生関係の組合は三つも四つもあると思うのです。例えば理容業とか、家畜のほうとか、いろいろあると思うのです。

本来最初の目的であったのは、いわゆる風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の部分でのスナック、ラウンジ、キャバクラ等というところの対応策であったと思うのですが、そこら辺の業種に絞った場合はどれぐらいの事業者がいらっしゃるのかなと思いついて、1,700件という数字は全業種入れてなのかというところを最後にお聞かせいただきたいと思えます。

#### 山本安全衛生課長

組合員数の内訳でございます。最初は商工労働観光部の給付金でカバーしきれない対象の方がいらっしゃるということで、それも含めて生活衛生関係業者の方は日本政策金融公庫を利用される方が多かったということもありまして、この給付金としましたけれども、特に社交飲食といった風俗営業許可を持っておられる方が、商工労働観光部の給付金の対象とならないということがございました。

この社交飲食の組合員数に限っていいますと150件ということになってございます。

給付金自体の利用者というのは、社交飲食も含めた飲食関係の方が多という状況でございますが、理容業や美容業の方も、先ほど申しましたように阿波おどりがなかったということでいろんな弊害であるとか、そういった部分での営業の損失というのがあると聞いているところでございます。

#### 岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（10時51分）